

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第3号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 808 770 1151"><thead><tr><th>規 定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>別表第2級別標準職務表職務の級5級の項及び6級の項</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			別表第2級別標準職務表職務の級5級の項及び6級の項	[略]		<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 808 1457 1151"><thead><tr><th>規 定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>別表第2級別標準職務表職務の級5級の項</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			別表第2級別標準職務表職務の級5級の項	[略]	
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
[略]																			
別表第2級別標準職務表職務の級5級の項及び6級の項	[略]																		
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
[略]																			
別表第2級別標準職務表職務の級5級の項	[略]																		
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																			

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。